第四十六条の八の四第六項第二号中「第十八条の二第十七項」を「第十八条の二第四項」に改める。

第四十六条の八の七第一項中「第八十七条の六第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する法令」を「第八十七条の六第六項の規定による徴収に係る税関長の権限及びその徴収する酒税に関する法令」に改め、同項第一号中「第八十七条の六第三項本文の承認及び」を「第八十七条の六第六項の規定による」に、「同項本文の規定により直ちに」を「その」に改める。

第四十六条の八の八の次に次の二条を加える。

（加熱式たばこの本数の換算方法）

第四十六条の八の九　法第八十八条第一項の規定により加熱式たばこ（同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ（同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（法第八十八条第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（法第八十八条第二項に規定する政令で定めるもの）

第四十六条の八の十　法第八十八条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第八十八条第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

二　法第八十八条第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第八条第二項の規定により製造たばこみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

第四十六条の九第三項中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削る。

第五十一条中「、第五十一条の三」を削る。

第五十一条の三第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二項」及び「（以下この条において「軽自動車」という。）及び特定自動車（同法第六十二条に規定する継続検査（自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日の前日までの間に受けるものに限る。）の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる自動車で財務省令で定めるものをいう。次項及び第三項において同じ。）で軽自動車以外のもの」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法第九十条の十一の二第一項に規定する政令で定める月は、初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十八年を経過した年の十一月とする。

3　法第九十条の十一の三第一項に規定する政令で定める月は、初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十三年を経過した年の十一月とする。

第五十一条の五第三項第一号中「法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）又は法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車（以下この条において「被災自動車」という。）が第五十一条の三第一項」を「道路運送車両法第六十二条」に、「を受けた同項に規定する特定自動車であり」を「自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日までの間に受けるものに限る。）の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる場合であつて」に、「除して」を「除し、これに確定日から当該旧自動車検査証に記録された有効期間の満了する日までの月数を乗じて」に改め、同項第二号中「使用済自動車」を「法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）」に、「被災自動車」を「法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車（以下この条において「被災自動車」という。）」に改め、同条第六項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の二第二項各号の改正規定、第二十六条の二十七の三を第二十六条の二十七の四とする改正規定、第二十六条の二十七の二第六項の改正規定及び同条を第二十六条の二十七の三とし、第二十六条の二十七の次に一条を加える改正規定　令和七年十二月一日

二　第二十五条の十の十二の改正規定及び第二十六条の二十七第一項の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定　令和八年一月一日

三　第十六条の二第一項の改正規定、第十六条の三の改正規定、第二十二条の九の改正規定、第二十五条の十の二第二十六項の改正規定、第二十五条の十三第七項第二号の改正規定、第二十五条の二十第二項の改正規定、第二十五条の二十二の三第十四項の改正規定、第二十七条の四第三十五項の改正規定、第二十七条の十四の改正規定、第三十四条第十五項の改正規定、第三十七条の二第一項の改正規定、第三十七条の三の改正規定、第三十八条第五項の改正規定、第三十九条の十五第二項の改正規定、第三十九条の十七の二第二項第一号の改正規定、第三十九条の十七の三第十六項の改正規定、第三十九条の三十三第五項の改正規定、第四十六条の八の八の次に二条を加える改正規定及び第四十六条の九第三項の改正規定並びに附則第五条、第六条、第十八条第二項、第十九条及び第二十四条の規定　令和八年四月一日

四　第四十五条の四第三項の改正規定、第四十六条の改正規定、第四十六条の二の改正規定、第四十六条の八の二及び第四十六条の八の三の改正規定、第四十六条の八の四の改正規定並びに第四十六条の八の七第一項の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十六条の規定　令和八年十一月一日

五　第二十五条の八第十四項の改正規定、第二十五条の十一の改正規定、第二十五条の十一の二第十四項の改正規定、第二十五条の十二の三第十九項の改正規定、第二十六条の二十三第四項の改正規定及び第二十六条の二十六第七項の改正規定　令和九年一月一日

六　第三条の三第八項の改正規定及び次条の規定　金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日

七　第二十五条の十七の改正規定（同条第五項に係る部分、同条第七項中「及び国立研究開発法人」を「、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構」に、「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条」に、「で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る」を「をいい、同法第百五十二条第五項の規定により設立された法人を含む」に改める部分、同項第二号ロ(1)に係る部分及び同号ハに係る部分を除く。）　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

八　第二十八条の八の次に一条を加える改正規定　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日

九　第四十二条の六第二項の改正規定　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号）の施行の日